

## 青森県教育委員会第846回定例会会議録

1 期 日 令和元年7月3日(水)

2 開 会 午後1時30分

3 閉 会 午後1時38分

4 場 所 教育庁教育委員会室

### 5 議事目録

報告第1号 議案に対する意見について

報告第2号 工業標準化法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則について

そ の 他 職員の懲戒処分の状況について

### 6 出席者等

・出席者の氏名

和嶋延寿(教育長)、豊川好司、町田直子、中沢洋子、野澤正樹、杉澤廉晴

・欠席者の氏名

なし

・説明のために出席した者の職

佐藤教育次長、三戸教育次長、佐藤教育政策課長、赤尾職員福利課長、長内学校教育課長、早野教職員課長、高橋学校施設課長、葛西生涯学習課長、谷地村スポーツ健康課長、佐藤文化財保護課長、古川高等学校教育改革推進室長

・会議録署名委員

豊川委員、野澤委員

・書記

小関英規、藤田真希也

### 7 会 議

#### 事務局からの報告

(三戸教育次長)

既に報道により御存知のことと思うが、去る6月6日、県内の小学校教諭が「強制性交等」の疑いにより逮捕されている。

事案の概要は、警察の発表によると、令和元年5月20日、弘前市内の簡易宿泊施設内において、県内居住の女子児童に対して、女子児童が13歳未満であることを知りながら、わいせつな行為をしたものである。

本人は、6月27日に起訴され、現在勾留中であり、現段階では詳細な状況把握はできていないが、可能な限りすみやかに事件の事実関係を把握し、厳正に対処して参りたい。

(教育長)

今回の事件が事実とすれば、教育公務員として、絶対にあるまじき行為であると同時に、児童生徒や保護者をはじめ、県民の皆様の信頼を著しく損ねる行為であり、極めて遺憾である。

今後は、事実関係を確認し、厳正に対処して参りたい。

(豊川委員)

教育の根幹を揺るがすような事案である。しっかりと事実を調べ、二度と起こらぬよう、しっかりと取り組んでいただきたい。

## 8 議 事

### 報告第1号 議案に対する意見について

(佐藤教育次長)

資料1 ページを御覧いただきたい。

この度の案件は、県議会第298回定例会に提出された「青森県立学校設置条例の一部を改正する条例案」について、知事から意見を求められたものであるが、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意することとして処理したので、同条第2項の規定により御報告するとともに、同意した議案の内容について御説明する。

「青森県立学校設置条例の一部を改正する条例案」についてであるが、この度の改正は、青森県立黒石高等学校と青森県立黒石商業高等学校を統合することとし、既存の青森県立黒石高等学校のほか、新たな青森県立黒石高等学校を設置するためのものである。

なお、当該校の設置及び名称案については 6月5日に開催した第845回教育委員会定例会において御議決いただいたものである。

また、この議案については、先の県議会において原案どおり可決されている。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ報告第1号については、青森県教育委員会として了解した。

### 報告第2号 工業標準化法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則について

(赤尾職員福利課長)

資料2 ページと参考資料1 ページを御覧いただきたい。

この度の案件は、工業標準化法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則を定めるものであるが、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、次のとおり定めたので、御報告す

る。

この規則は、工業標準化法の一部改正により、「日本工業規格」が「日本産業規格」に改められたことに伴い、関係規則において定めている各種様式の規格の表記を「日本産業規格」に改めたものである。

なお、この規則の施行期日は、改正後の工業標準化法の施行期日である令和元年7月1日である。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ報告第2号については、青森県教育委員会として了解した。

### その他 職員の懲戒処分の状況について

(教育長)

職員の懲戒処分の状況については、資料のとおりである。何か質問、意見はあるか。

職員の懲戒処分の状況については、青森県教育委員会として了解した。